

勤労福祉会館および労働者福祉センター（サンライフ練馬）
の指定管理者への委託について

産業経済部と区民分会は福祉会館とサンライフ練馬の指定管理者への委託について下記
のとおり確認した。

記

- 1 勤労福祉会館においては、委託提案のとき示された「現在行っている事業」を委託
後も継続する。
- 2 現在委託をしている団体等と十分な話し合いを行い、労働争議などにならないよう
練馬区として責任をもって対応する。
- 3 委託業者への業務の引継ぎは、スムーズに行くように現場と十分話し合い、現場職
員に大きな負担をかけない。
- 4 引継ぎに必要な超勤等の予算を確保する。また委託後も区民サービスの低下にならな
いように経済課で十分指導する。
- 5 委託に伴う職員の異動等労働条件に係わることは、当該職員の要望を十分反映する努
力をし、必要に応じて分会と協議する。
- 6 委託に伴い予期せぬことが起きるなど必要が生じたら分会と十分協議する。

2004年8月30日

産業経済部長

伊藤 政寛 

区民分会長

田村 均 